

女性活躍推進法って？



(正式名称：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性活躍推進法とは、**女性が働きやすい環境づくりを企業に求める法律**です。仕事で活躍したいと希望する全ての女性が、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指して、2016年4月1日に施行されました。また、2019年5月29日には改正法が成立し、より政策が強化されました。

企業に求められてるものって何？

- 自社の女性活躍に関する状況を把握して、**課題を分析**する
- 分析結果をもとに**行動計画を策定**し、行動計画の社内周知と**外部への公表**を行う
- 行動計画を**労働局に届け出る**



情報が公表されるようになると、企業の問題意識も高くなるね。もっともっと女性が働きやすい社会になる



共働き

子育て両立



JR九州リテールも情報の公表を行っています

JR九州リテールも、この法律に基づき上記内容を公表しています。

厚生労働省サイト内の「**女性の活躍推進企業データベース**」から見るすることができます。興味のある方は是非チェックしてみてください。

リテール労働組合としても、策定内容について会社と交渉を行うなど、より積極的に関わっていきます！

気になる？みになる！疑問コーナー

Q. 育児を行う社員は勤務時間を短くできるの？

A. 3歳未満の子を養育する社員は1日6時間にできます！

3歳未満の子を養育する社員は、申請すれば1日の就業時間を6時間に短縮することができます。(短縮された時間は無給、休暇除く。)

例えば、朝9時～17時55分まで働く日勤1種の社員は、朝9時～16時などに変更できます。リテール労働組合としては、3歳以上のお子さんに対してもこの時短制度を適用できるように、今後会社側と話し合いを進めていきたいと思っています！

